

第1回岩手県まちづくり・住宅再建推進本部員会議

日時：平成24年10月31日（水）

（復興本部員会議終了後）～10：15

場所：第一応接室

次 第

1 開 会

2 知事挨拶

3 議 事

(1) まちづくり・住宅再建推進本部の設置について

(2) まちづくり・住宅再建の現状について

(3) まちづくり・住宅再建における課題と現在の取組について

4 その他

5 閉 会

資料1

まちづくり・住宅再建推進本部の設置について

【要旨】

被災者の住宅の早期再建は復興の最重要課題の一つであり、住宅再建を一層促進するために、まちづくりと住宅再建に係る施策の調整、課題の解決策の検討、関係機関との連携等を行う組織として、岩手県東日本大震災津波復興本部に「岩手県まちづくり・住宅再建推進本部」を設置し、取組体制の強化を図る。

1. 目的

被災者の住宅の早期再建は復興の最重要課題の一つであり、今後、復興まちづくりの進展に伴い、住宅建設が本格化する段階を迎えることから、県としてまちづくりと住宅再建を一層促進するために、取組体制の強化を図る。

2. 岩手県まちづくり・住宅再建推進本部の設置について

① 位置付け

岩手県東日本大震災津波復興本部の組織として設置

② 組織体制

- 本部長 知事
- 副本部長 上野副知事、千葉副知事
- 本部員 関係部局長、出納局長、広域振興局長、東京事務所長、医療局長、企業局長、教育長、県警本部長

③ 本部の調整・検討事項

- まちづくり・住宅再建に係る関係部局の取組の調整（許認可手続等を含む。）
- まちづくり・住宅再建に係る課題の検討
- まちづくり・住宅再建に係る国、市町村との連携
- その他

④ 事務局

復興局まちづくり再生課が、県土整備部都市計画課及び建築住宅課の協力を得て処理

3. 今後のスケジュール

- ・ 第1回 まちづくり・住宅再建推進本部員会議 10月31日（水）9：45～10：15
（復興本部員会議終了後）
[議事] (1) まちづくり・住宅再建推進本部の設置について
(2) まちづくり・住宅再建の現状について
(3) 今後の調整・課題について

以降、検討状況等を踏まえ、適宜開催

まちづくり・住宅再建の現状について

1 まちづくり事業の進捗状況について

- ◆ 現在、各市町村において、復興計画に基づき、住民の意向を踏まえながら事業計画の策定等を推進中

[まちづくりの面的整備事業地区（9月末現在）→ 113地区（参考資料1参照）]

→ このうち

- 土地区画整理事業 21地区（都市計画決定6地区、事業認可2地区）
- 防災集団移転促進事業 50地区（国土交通大臣同意23地区）
- 漁業集落防災機能強化事業 32地区
- 津波復興拠点整備事業 10地区

→ 今後とも、計画具体化に伴い、地区が追加される見込み

2 災害公営住宅整備事業について

- ◆ 進捗状況（平成24年10月末現在）

	県整備分			市町村整備分			合計		
	団地数	戸数	進捗率	団地数	戸数	進捗率	団地数	戸数	進捗率
地権者内諾済	28	1,778	55.0%	37	852	36.0%	65	2,630	47.0%
用地測量発注済	20	1,205	37.3%	32	725	30.6%	52	1,930	34.5%
用地取得済 設計中	9	640	19.8%	18	491	20.7%	27	1,131	20.2%
工事中	4	200	6.2%	4	81	3.4%	8	281	5.0%
工事完成	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%

※ 進捗率（ロードマップベース）は、県整備3,231戸、市町村整備2,369戸、計5,600戸における戸数割合（%）

3 住宅再建に係る支援制度について

- ◆ 被災者の住宅再建を促進するために、以下の支援制度を設け、対応中

○ 被災者生活再建支援制度

【補助額】住宅新築・購入：最大200万円、補修：最大100万円

[被災者生活再建支援金の加算支援金の申請率 23.3%（平成24年10月19日現在）]

基礎支援金①	加算支援金②	加算支援金申請率②／①
22,937件	5,345件	23.3%

[加算支援金の内訳]

建設・購入	補修	賃貸	計
2,072件（38.8%）	2,740件（51.2%）	533件（10.0%）	5,345件（100.0%）

○ 被災者住宅再建支援制度

県内で住宅が全壊又は半壊解体した世帯が、県内で新しい住宅を建設・購入する場合における補助

【補助額】 複数世帯：最大100万円、単身世帯：最大75万円

[実施状況（平成24年9月30日現在）]

	第1期に掲げる 目標値	実績値（累計）	第1期目標に対する 進捗率
補助金の支給世帯数	3,836世帯	877世帯	22.9%

※「第1期」とは、復興実施計画第1期（平成23年度～平成25年度）

※事業実施期間 H24～H28

※想定供給戸数 9,518世帯

○ 県による他の主な支援制度

・ 生活再建住宅支援事業（新築、補修・改修）

→ 住宅が全壊、半壊解体又は居住不能となった被災者の方が、県内で新しい住宅を建設・購入する場合に補助（バリアフリー対応経費、県産木材使用経費）

【補助額】 最大130万円

→ 被災した住宅を補修・改修する場合に補助（補修、耐震化、バリアフリー化、県産出材使用）

【補助額】 最大170万円

・ 生活再建住宅支援事業（利子補給）

→ 住宅が全壊、半壊解体又は居住不能となった被災者の方が、県内で新しい住宅を建設・購入するために金融機関から融資を受けた場合の補助（災害復興住宅融資との併用不可）

→ 住宅に被害を受けた方が、その住宅を補修・改修するために金融機関から融資を受けた場合の補助

○ 各市町村による支援制度

・ 各市町村においても既存の制度も含め、住宅再建の支援措置を創設する動きがある（参考資料7参照）

○ その他の支援制度

・ 災害復興住宅融資（住宅金融支援機構）

→ 住宅が全壊又は半壊し、新たに住宅を建設・購入する場合における住宅金融支援機構から低利の融資（当初5年間、基本融資額について年0%）

→ 住宅が10万円以上の被害を受け、り災証明書の交付を受けた方が、その住宅を補修する場合における住宅金融支援機構から低利の融資（当初5年間、年1%）

資料3

まちづくり・住宅再建における課題と現在の取組について

課 題	現在の取組
1. 用地取得の難航・長期化への対応	
<ul style="list-style-type: none"> ・用地不足 ・取得費の価格差 ・土地利用計画や面整備との調整 ・所有者不明土地の取得 ・土地利用規制 ・許認可等手続きの円滑化 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害公営住宅の敷地提案型買取方式の採用 ・災害公営住宅用地の定期借地の提案 ・国の土地問題に関する連絡会の設置 ・抵当権抹消に向けた金融機関等との調整 ・復興整備計画の活用、復興事業円滑化チームによる対応
2. 事業の円滑な実施とスピードアップ	
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模事業に伴う工期の長期化 ・工事の集中と事業者、資機材不足 ・権利調整が膨大 ・防災対策等による災害公営住宅の事業費増（標準建設費の超過） ・専門職員の不足（用地、土木工事等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の復興連携チームによる専門家支援 ・URや土地開発公社による支援・委託 ・先行地区や工区分けなどによる事業の段階的な施工など早期住宅着工が可能となる方策の検討 ・連絡会議等による情報交換・調整と入札条件（地域要件等）の適切な設定 ・課題解決事例の提供 ・災害公営住宅の設計・施工一括発注方式や、買取方式の採用 ・特例加算要件の柔軟な運用に向けた国への要望 ・任期付職員の採用 ・総務省スキームによる派遣職員の確保
3. 被災者への情報提供	
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅再建に向けた情報、判断材料が不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハウスメーカーやファイナンシャルプランナー等と協力した住宅再建相談会の開催 ・市町村別の「社会資本復旧・復興ロードマップ」の公表
4. 住宅再建への公的支援の取組	
<ul style="list-style-type: none"> ・土地の陥没等、復旧困難な被災宅地 ・住宅再建を促すための更なる支援策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災宅地の復旧に関する支援 ・生活再建住宅支援事業及び被災者住宅再建支援制度による支援 ・復興基金の拡充など財源確保に向けた国への要望 ・効果促進事業の柔軟な運用に向けた国への要望
5. コミュニティの再生と街並みの形成	
<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ再生に向けた住民主体のまちづくり ・景観に優れた魅力的なまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりアドバイザー等の専門家派遣制度の創設 ・「津波伝承まちづくりガイドライン」の作成 ・「ふるさと景観再生の手引き」の作成

参考資料 1

岩手県内市町村におけるまちづくりに関連する面的整備事業の状況

1. 復興交付金事業配分状況

事業名 市町村数・地区数	都市再生 区画整理事業	防災集団移転 促進事業	津波復興拠点 整備事業	漁業集落防災機能 強化事業
事業配分市町村数	7 市町村	7 市町村	6 市町	11 市町村
事業配分地区数	21 地区	50 地区	10 地区	32 地区

(H24. 9. 30 現在)

2. 復興交付金事業、市町村別・事業別配分地区名

事業名 市町村名	都市再生 区画整理事業	防災集団移転 促進事業	津波復興拠点 整備事業	漁業集落防災機能 強化事業
洋野町	-	-	-	八木
久慈市	-	-	-	久慈湊・大崎、元木沢、 玉の脇、久喜
野田村	城内	米田・南浜・城内	-	下安家、中沢
普代村	-	-	-	堀内・沢
田野畑村	-	-	-	羅賀、島越
岩泉町	-	-	-	小本
宮古市	田老、野原、鉾ヶ崎、 津軽石赤前	野中他、金浜南、金浜北、津軽石法 の脇、赤前上、赤前下、釜ヶ沢、津 軽石駒形通、崎山	中心市街地、津 軽石	撰待、堀内、浦の沢・追 切、音部・荒巻、重茂里、 千鶴、女遊戸、白浜、石 浜、
山田町	山田、織笠、田の浜	織笠、船越・田の浜、小谷鳥、北浜、 山田	山田	大浦、大沢
大槌町	町方、安渡、赤浜、 吉里吉里、沢山	安渡、赤浜、吉里吉里、浪板、小枕、 町方	沢山、町方・安 渡	吉里吉里、浪板
釜石市	片岸、鶴住居、東部、 嬉石松原、平田	花露辺、室浜、根浜、箱崎、箱崎白 浜、桑ノ浜、尾崎白浜、本郷、唐丹 片岸、荒川、両石、小白浜、佐須	鶴住居、東部	花露辺、室浜、仮宿、桑 ノ浜、大石、新浜町、佐 須
大船渡市	大船渡	大船渡他、末崎(小細浦)、末崎(門の 浜)、綾里(田浜)、越喜来(崎浜)、越喜 来(泊)、末崎(小河原)、綾里(港・岩崎)、 越喜来(浦浜東)、越喜来(浦浜南)	大船渡	越喜来(浦浜)
陸前高田市	今泉、高田	長部、高田等、今泉、米崎、小友、 広田	高田東、高田西	-
計	7 市町村 21 地区	7 市町村 50 地区	6 市町 10 地区	11 市町村 32 地区

※ ~~~~~ は都市計画決定、又は大臣同意地区 ~~~~~ は事業認可地区 (H24. 9. 30 現在)

3. 各事業の概要

① 都市再生区画整理事業

被災した市街地の復興を図るため、原位置での復興を基本としている地区や、移転の受け皿となる市街地において、公共施設と宅地を計画的かつ一体的に整備する事業です。

② 防災集団移転促進事業

災害が発生した地域または、災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居を安全な住宅団地等に集団的移転を行う事業です。

③ 津波復興拠点整備事業

被災した地域の復興を先導する拠点とするため、住宅、公益施設、業務施設等の機能を集約させ、津波に対し安全な市街地を整備する事業です。

④ 漁業集落防災機能強化事業

被災地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災地域の漁業集落において安全・安心な居住環境を確保するための地盤高上げ、生活基盤や防災安全施設の整備等を行う事業です。

災害公営住宅等整備事業の状況について

1. 進捗状況（平成24年10月末現在）

	県整備分			市町村整備分			合計		
	団地数	戸数（進捗率）		団地数	戸数（進捗率）		団地数	戸数（進捗率）	
地権者内諾済	28	1,778	55.0%	37	852	36.0%	65	2,630	47.0%
用地測量発注済	20	1,205	37.3%	32	725	30.6%	52	1,930	34.5%
用地取得済 設計中	9	640	19.8%	18	491	20.7%	27	1,131	20.2%
工事中	4	200	6.2%	4	81	3.4%	8	281	5.0%
工事完成	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%

※ 進捗率（ロードマップベース）は、県整備 3,231 戸、市町村整備 2,369 戸、計 5,600 戸における戸数割合（%）

2. 災害復興公営住宅整備状況（県事業分）

団地（地区）	戸数	現在の状況	着工（予定）	完成予定
釜石市平田地区	126戸	既存建物解体工事中	H24年9月13日	H25年10月頃
釜石市野田地区	32戸	本体工事中 （既存建物解体完了）	H24年9月13日	H25年6月頃
大槌町吉里吉里地区	34戸	工事入札公告中	H24年10月頃	H25年6月頃
野田村野田地区	8戸	工事発注準備中	H24年11月頃	H25年3月頃
	22戸	設計中	H24年12月頃	H25年6月頃
大槌町屋敷前地区	150戸	設計契約準備中	H25年春頃	H26年春頃

（H24.9.30 現在）

【沿岸市町村（普代村除く）における全計画予定戸数】 県事業：3,231 戸
市町村事業：2,369 戸
合計 5,600 戸

【事業実施期間】 H23～H27



H 23.10.5 岩手県住宅復興の基本方針策定
H24.9.10 災害公営住宅の整備に関する方針策定

災害復興公営住宅の完成イメージ

住宅再建相談会について

県土整備部建築住宅課

1 目的

住宅の自立再建に対する支援等について周知を図り、被災者の住宅（自宅）再建を促すため住宅再建相談会を開催している。

2 相談会の内容

(1) 説明会（30分程度）

公的支援制度、住宅融資等について説明。

〔説明者〕岩手県、(独)住宅金融支援機構 等

(2) 相談会（説明会終了後2時間程度）

公的支援制度、住宅融資、住宅再建関係について、個別に相談対応。

〔相談対応者〕岩手県（建築住宅課、沿岸広域振興局）、開催地市町村、(独)住宅金融支援機構、岩手県地域型復興住宅推進協議会（地元工務店等）、(一財)岩手県建築住宅センター 等

※原則として、午前・午後にそれぞれ(1)説明会及び(2)相談会を開催

3 開催実績等

回	市町村（会場）	開催日	参加者数	相談者数	備考
1	釜石市（県合同庁舎）	H24.7.8（日）	57人	27組	
2	大船渡市（県合同庁舎）	H24.8.5（日）	7人	3組	
3	陸前高田市（市役所）	H24.8.26（日）	97人	26組	
4	大槌町（町役場）	H24.9.8（土）	37人	25組	
5	宮古市①（市役所）	H24.9.29（土）	98人	53組	
6	山田町（中央コミュニティセンター）	H24.9.30（日）	33人	14組	午後のみ実施
7	宮古市②（市役所）	H24.10.27（土）	48人	24組	

〔アンケート結果〕

- ・説明会は役に立った（5点満点） 4点以上 62.6%
- ・相談会は役に立った（5点満点） 4点以上 70.5%
- ・普段の情報提供についての満足度（5点満点） 2点以下 37.4%
（5点 9.8%、4点 7.3%、3点 41.5%、2点 24.4%、1点 13.0%）

〔被災者の意見等〕

- ・住宅再建をあきらめて災害公営住宅に入るつもりだったが、住宅再建への希望が持てた。
- ・悩んでいたが、今後の住宅再建に向け大変参考になった。
- ・今後の土地利用の方向性が示されないと住宅再建が進められない。
- ・復興支援の情報が多すぎて本当に欲しい情報が見つけづらい。
- ・被災市町村外にいる被災者も含め、もっと情報を提供して欲しい。 等

4 今後の予定

〔相談会〕

- ・宮古市：（3回目）H24.11.23（祝）（以後、年度内月1回開催予定）
- ・釜石市、大船渡市、陸前高田市：年内に1回開催する方向で調整中
- ・大槌町、山田町：年度内に1回開催する方向で調整中

〔情報提供のための住宅展示会〕

民間事業者・関係団体等の協力を得ながら、住宅再建を促進するための情報提供・展示会を沿岸部で開催予定（年度内1回）。

住宅の再建を目指して

～ 公的支援制度の紹介 ～

被災者の方が住宅を新築したり、修理をしたりする場合には、**様々な公的支援**があるのをご存知ですか？

うまく制度を使えば、**通常よりお得に住宅を再建することが可能**です。

注意) ここに記載されている内容はあくまでも概要ですので、詳細な補助条件や手続きなどについては、県、市町村等の担当部署にご確認ください。

岩 手 県

— 住宅を新築する場合の支援制度 —

① 被災者生活再建支援制度(加算支援金)

住宅が全壊又は半壊解体した世帯が、新しい住宅を建設・購入する場合に支給されます。

【支給額】 **最大200万円**

複数世帯：200万円 単身世帯：150万円

② 被災者住宅再建支援事業

県内で住宅が全壊又は半壊解体した世帯が、県内で新しい住宅を建設・購入する場合に補助されます。

【補助額】 **最大100万円**

複数世帯：100万円 単身世帯：75万円

③ 生活再建住宅支援事業(新築)

住宅が全壊、半壊解体又は居住不能となった被災者の方が、県内で新しい住宅を建設・購入する場合に補助されます。

【補助額】 **最大130万円**

① バリアフリー対応経費

延床面積75㎡未満：40万円

延床面積75㎡以上120㎡未満：60万円

延床面積120㎡以上：90万円

② 県産木材使用経費

使用量10㎡以上20㎡未満：20万円

使用量20㎡以上30㎡未満：30万円

使用量30㎡以上：40万円

④ 被災家屋等太陽光発電補助

居住する家屋に被害を受けた方が、県内で新築する際に新たに太陽光発電システムを設置する場合に補助されます。

【補助額】 **最大47.9万円**

出力1kW当たり48,000円(最大10kW未満)

⑤ 地域型住宅ブランド化事業

国土交通省に採択された工務店等が、一定のルールに基づき、木造の長期優良住宅を建設する場合に補助されます。

【補助額】 **最大120万円**

工事費の10%（基本は最大100万円、地域材を使用すれば最大120万円）

⑥ 住宅ローンの支援

災害復興住宅融資

注意)

①記載の金額については、あるモデルケースを設定して試算した参考値です。個別のケースにより異なりますのでご注意ください。

②「利子負担軽減額」は、通常の借入れと比較してどれだけ負担が軽くなるかを示したものです。

住宅が全壊又は半壊し、新たに住宅を建設・購入する場合、住宅金融支援機構から低利の融資（当初5年間、基本融資額について年0%）を受けることができます。

【利子負担軽減額】 **250万円～620万円程度**

例) 1,460万円を25年返済で借りの場合、**約360万円**

なお、防災集団移転促進事業等により移転をしなければならない被災者の方は、災害復興住宅融資の利子分についても補助を受けることができる場合があります、その場合はさらに負担が軽減されます。

生活再建住宅支援事業(利子補給)

住宅が全壊、半壊解体又は居住不能となった被災者の方が、県内で新しい住宅を建設・購入するために金融機関から融資を受けた場合に補助されます。（災害復興住宅融資との併用不可）

【補助額】 **90万円～140万円程度**

例) 1,460万円を25年返済で借りの場合、**約133万円**

当初5年間の利子相当額（金利上限2%、借入上限1,460万円）

— 住宅を補修・改修する場合の支援制度 —

① 被災者生活再建支援制度(加算支援金)

住宅が大規模半壊した世帯が、その住宅を補修する場合に支給されます。

【支給額】 **最大100万円**

複数世帯：100万円 単身世帯：75万円

② 生活再建住宅支援事業(補修・改修)

被災した住宅を補修・改修する場合に補助されます。

【補助額】 **最大170万円**

- | |
|---|
| ① 補修
補修費用の1/2 (最大30万円)
※ 半壊又は一部損壊した住宅
※ 応急修理制度との併用不可
※ 10万円以上の補修工事に限る |
| ② 耐震化 (現在の耐震基準を満たさない住宅を適合させる工事)
改修費用の1/2 (最大60万円) |
| ③ バリアフリー化 (床の段差解消、手すり設置、高齢者用トイレの設置等)
改修費用の1/2 (最大60万円) |
| ④ 県産出材使用
改修費用の1/2 (最大20万円)
※ 県産木材を0.5㎡以上用いる工事に限る |

③ 住宅ローンの支援

災害復興住宅融資

住宅が10万円以上の被害を受け、り災証明書の交付を受けた方が、その住宅を補修する場合、住宅金融支援機構から低利の融資(当初5年間、年1%)を受けることができます。

生活再建住宅支援事業(利子補給)

住宅に被害を受けた方が、その住宅を補修・改修するために金融機関から融資を受けた場合に補助されます。

【補助額】 **最大32万円**

当初5年間の利子相当額(金利上限1%、借入上限640万円)

④ 被災家屋等太陽光発電補助

被災した自宅の補修を行う際に、新たに太陽光発電システムを設置する場合に補助されます。

【補助額】 **最大47.9万円**

出力1kW当たり48,000円（最大10kW未満）

－ 宅地復旧への支援制度 －

① 生活再建住宅支援事業(宅地復旧)

被災した宅地の所有者等が、宅地の復旧工事を行う場合に補助されます。

【補助額】 **最大200万円**

宅地復旧に要する費用の1/2（最大200万円）

※ 10万円以上の復旧工事に限る。

② 住宅ローンの支援

災害復興住宅融資

住宅には被害がなく、宅地のみ被害が生じた場合、その復旧のために住宅金融支援機構から低利の融資を受けることができます。

－ 二重ローンへの支援制度 －

① 生活再建住宅支援事業(既往債務)

新たに住宅を建設又は補修するために借入れを行った場合、既存の住宅ローンに対して補助されます。

【補助額】 上限なし

例) 1,910万円を金利2.52%で借入れた直後であれば、**約480万円**

既存ローンの今後5年間の利子相当額（新規借入れ額が上限）

問い合わせ先

新築への支援

- ① 被災者生活再建支援制度・・・市町村担当課
- ② 被災者住宅再建支援事業・・・市町村担当課
- ③ 生活再建住宅支援事業（新築）・・・市町村担当課
- ④ 被災家屋等太陽光発電補助・・・岩手県環境生活企画室温暖化・エネルギー対策担当（019-629-5273）
- ⑤ 地域型住宅ブランド化事業・・・地域型住宅ブランド化事業評価事務局（03-3560-2886）
- ⑥ 住宅ローンの支援
【災害復興住宅融資】・・・住宅金融支援機構お客様コールセンター災害専用ダイヤル（0120-086-353）
【生活再建住宅支援事業（利子補給）】・・・市町村担当課

補修・改修への支援

- ① 被災者生活再建支援制度・・・市町村担当課
- ② 生活再建住宅支援事業（補修・改修）・・・市町村担当課
- ③ 住宅ローンの支援
【災害復興住宅融資】
・・・住宅金融支援機構お客様コールセンター災害専用ダイヤル（0120-086-353）
【生活再建住宅支援事業（利子補給）】・・・市町村担当課
- ④ 被災家屋等太陽光発電補助・・・岩手県環境生活企画室温暖化・エネルギー対策担当（019-629-5273）

補修・改修への支援

- ① 生活再建住宅支援事業（宅地復旧）・・・市町村担当課
- ② 住宅ローンの支援【災害復興住宅融資】
・・・住宅金融支援機構お客様コールセンター災害専用ダイヤル（0120-086-353）

二重ローンへの支援

- ① 生活再建住宅支援事業（既往債務）・・・市町村担当課

岩手県住宅復興の基本方針

岩手県東日本大震災津波復興基本計画及び復興実施計画を踏まえ、岩手県における東日本大震災津波の被災者に対する住宅の供給についての基本方針を定めるものです。

＜基本方針の期間＞ 岩手県復興実施計画と同様に平成23年度～平成25年度を基盤復興期間、平成26～28年度を本格復興期間とします。

特に災害復興公営住宅については、できる限り基盤復興期間に完成させ、市町村の復興まちづくり事業と合わせて行うものなどについては本格復興期間の早期に完成させることを目標とします。

復興住宅の供給計画

(1) 当面の間の被災者向け住宅

応急仮設住宅	約 14,000 戸	} うち入居世帯 約 17,000 世帯
借上げ民間賃貸住宅等	約 4,500 戸	

(2) 恒久的住宅の想定供給戸数

- 公営住宅 約 4,000～5,000 戸 (災害復興公営住宅及び一般公営住宅)
(県営及び市町村営)
 - 民間持家住宅 約 9,000～9,500 戸 (一部自宅の改修を含む。また、新規供給にはマンション等中高層住宅を含む。)
 - 民間賃貸住宅等 約 3,000～3,500 戸 (既存の賃貸住宅を含む。)
- ＜地域比率＞ 宮古管内約 5,000 戸、釜石管内約 6,000 戸
大船渡管内約 5,000 戸、県北その他約 1,000 戸

1. 供給方針

○防災性・耐久性を高める住まいづくり

住宅の耐震性能や防火性能の維持・向上を促進し、地域の防災性の向上に努める。また、耐久性のある住宅の整備を促進する。

○ひとにやさしい住まいづくり

高齢者や障がい者等に配慮した設計仕様による住宅の整備を進める。また、「ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、良好な住宅市街地の整備を促進する。

○多様なニーズや地域性に配慮した住まいづくり

持ち家の取得、賃貸住宅・公営住宅への入居、子育てや介護等の支援、地域性への配慮など、多様なニーズに対応した住まいづくりを推進する。地域コミュニティの維持や良好な市街地・集落景観の保全などに十分配慮し、地域の活力を向上させ魅力を高める住まいづくりを推進する。

○環境に配慮した住まいづくり

環境問題や電力需要の抑制に対応し、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用に配慮した住まいづくりを推進する。公的住宅建設の際には、省エネルギー性能の確保を図るほか、木造公営住宅等における県産木材の利用に努め、環境に配慮した住宅を整備する。

○福祉部局等との連携

高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯等が快適に生活することのできる住宅の供給を促進するため、ハード面における整備に加え、福祉部局と連携し、ソフト面における環境整備を促進する。

また、国、市町村、関係団体、民間事業者等との連携を強化し、官民が連携して、被災地における様々な社会的課題に対応した住宅及び居住環境の整備を推進する。

2. 住宅供給に向けての対策

(1) 応急仮設住宅の活用

- ・ 応急仮設住宅保守管理センターによる定期的な巡視及び点検を実施し、適切に維持管理
- ・ 空き住戸を集会所や談話室の代替施設、NPOやボランティアの駐在場所等として活用。将来的には、仮設住宅団地の集約や災害公営住宅を建設する場合の移転先として有効に活用
- ・ 応急仮設住宅としての利活用を終えた住戸について、基礎の設置や2戸を1戸とする改修工事を実施した事例を参考にしながら、恒久的な住宅への転換手法を検討



(2) 民間持家住宅及び民間賃貸住宅の建設促進

①被災した住宅の改修や再建

- ・住まいの総合的な相談窓口を定期的に開設、住宅再建等に必要な住情報を提供
- ・復興実施計画に基づき、被災した住宅の改修や再建を行う被災者に対する支援策を充実
- ・住宅の新築や改修が、省エネルギー、耐震、バリアフリーなど必要な性能を向上させ、長期間の使用にも耐えうるものとなるよう誘導
- ・提案公募などにより、低廉な価格で取得可能な住宅のプランの作成等を支援

②安全な住宅地の確保

- ・市町村の復興まちづくりを支援し、安全な住宅地の供給を促進
- ・宅地情報の提供について民間事業者と連携

③良好な賃貸住宅の建設促進及び入居支援

- ・地域優良賃貸住宅制度等の活用により賃貸住宅の建設を促進
- ・居住支援サービスの提供を促すなど、居住の安定確保と安心できる賃貸借関係の構築を促進

④地域住宅産業との連携

- ・被災地における住宅の再建等において、それぞれの地域に
適応した住宅建設を促進
- ・地域住宅産業に従事する技術者等と連携し、地域型復興住宅の生産体制の構築を促進
- ・岩手型住宅賛同事業制度を活用し、省エネルギー性能にも優れた岩手型住宅の普及を推進
- ・住宅建設を通じて当該地域における経済の活性化に貢献



(3) 災害復興公営住宅の整備

①入居者の世帯構成への配慮、多様な住宅の供給

- ・建設計画において、応急仮設住宅等の現入居者の世帯構成に配慮
- ・高齢者、障がい者や子育て世帯など多様な世帯や将来の世帯構成の変化に対応
- ・各地域の特性に応じた多様な住宅の建設を推進、街並みの形成に配慮
- ・一定期間後の公営住宅の払い下げについても検討

②設計及び建設システムの標準化、整備期間の短縮

- ・住宅の基本性能を確保しながら仕様等の標準化を進め、
建設コストを削減
- ・工期の入念な検討や、立地状況に応じた鉄骨造や木造の
採用等により整備期間を短縮

③災害復興公営住宅用地の確保

- ・県及び市町村が十分連携して用地の選定
- ・民間事業者との連携や、県民からの情報提供なども含め
用地情報を把握
- ・定期借地権の設定による用地の確保も検討

④民間活力の活用

- ・民間のノウハウを活用するため、民間住宅の購入又は借上や
PFI的な手法の導入を検討

⑤木造公営住宅の整備

- ・立地や地域の実情に配慮しながら木造公営住宅の建設を推進
- ・地場産材の活用により、地域経済や雇用環境の向上への貢献

⑥集会所等の整備

- ・入居者同士の交流を促す集会所等の共用スペース、小公園や
植栽の整備等を推進
- ・入居者による各種集会のほか、福祉部局等と連携しコミュニティ促進に資する集会所の活用

⑦コミュニティへの配慮

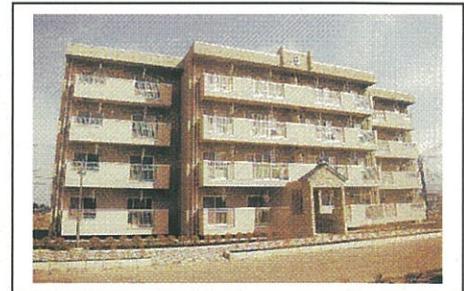
- ・各地域ごとにバランスのとれた立地選定の実施
- ・建設計画は、コミュニティの維持や入居者同士の交流に十分配慮
- ・外出しやすい配慮、交流を促す設えなど、ハード・ソフト両面から交流促進策を実施
- ・入居者募集・選定時における地域ごとのコミュニティの維持への配慮

⑧入居者の負担軽減

- ・入居申込者の受付等及び入居者の選定等における県及び市町村の連携
- ・被災者の収入に応じた入居者の家賃負担の軽減

⑨地域のまちづくりとの連携

- ・市町村における復興まちづくり事業と連携
- ・居住支援機能や防災機能を兼ね備えるため施設の複合化を積極的に検討



災害公営住宅の整備に関する方針

1. 趣旨

この方針は、岩手県における東日本大震災の被災者の方々に対する災害公営住宅の整備について、基本的な事項を定めるものです。

なお、この方針は、現時点での検討状況等を踏まえて作成したものであり、今後の状況を踏まえて適宜見直しをする予定です。



公営住宅の例（備後第一アパート）

2. 災害公営住宅の整備に当たっての県と市町村の役割分担

(1) 役割分担の考え方

① 県においては、県下の被災者を広域的に受け入れる必要があることから、被災地のニーズに応じて、災害公営住宅をより早く、十分な戸数を建設することを重視して進めていきます。また、市町村においては、市町村内或いは限定的な地域内の被災者を対象とした災害公営住宅を建設する必要があることから、漁村集落等に対応した小規模団地の建設など、地域の個別のニーズを重視して進めていきます。

② 災害公営住宅は、約 5,600 戸の需要が見込まれています。このうち、約 3,200 戸を県が建設し、残りを市町村が建設・管理します。また、県が建設する約 3,200 戸のうち、そのうち半数の約 1,500 戸について県が管理し、残りの約 1,700 戸について市町村が管理します。

(2) 市町村毎の建設・管理戸数

災害公営住宅の市町村毎の建設・管理戸数については、被災者の方々への意向調査等の結果を踏まえ、以下の表のとおり想定しています。なお、今後の情勢の変化に応じて、これらの戸数については、県と市町村で協議の上、柔軟に見直していく予定です。

市町村	全体戸数	うち		うち	
		市町村建設 市町村管理	県建設	うち 県管理	うち 市町村管理
洋野町	4	4	0	0	0
久慈市	14	14	0	0	0
野田村	120	90	30	0	30
田野畑村	112	112	0	0	0
岩泉町	53	53	0	0	0
宮古市	730	352	378	188	190
山田町	738	246	492	242	250
大槌町	980	480	500	250	250
釜石市	1,049	478	571	226	345
大船渡市	800	240	560	280	280
陸前高田市	1,000	300	700	350	350
合計	5,600	2,369	3,231	1,536	1,695

※今後の状況の変化に応じて変動あり

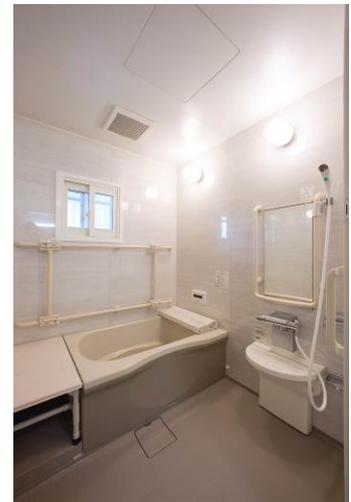
3. 災害公営住宅の建設や運営に関する考え方

(1) 建設する場所に関すること

- ① 津波による大きな被害を受けた土地には、原則として、災害公営住宅を建設しません。ただし、防潮堤の整備や盛土等の対策により、そのような被害を受ける可能性が低くなる土地については、この限りではありません。
- ② 復興が予定される市街地からできるだけ近い土地に建設するなど、市街地や集落の将来的な復興計画を勘案して、建設場所を選定します。

(2) 建物の設計に関すること

- ① 県営の災害公営住宅については、想定される入居者の世帯構成に配慮するとともに、高齢者、障がい者や子育て世帯など多様な世帯や将来の世帯構成の変化に対応するため、「岩手県営の災害公営住宅の住戸タイプ別供給イメージ」（別紙1）をベースとして、個別の設計を行います。
- ② 災害公営住宅の住宅性能に関しては、「岩手県災害公営住宅設計基準（案）」（別紙3）に従って、国が定める参酌基準と同等又はそれ以上のものとします。
- ③ 地場産材を使用した木造住宅や勾配屋根を有する鉄筋コンクリート造など、各地域の特性に応じた多様な住宅の建設を推進し、街並みの形成にも配慮します。
- ④ コミュニティの維持や入居者同士の交流に配慮することとし、入居者同士の交流を促す集会所等の共用スペース、小公園や植栽の整備等を推進します。
- ⑤ 地域の実情や必要性に応じて、居住支援機能や防災機能を兼ね備えた、複合的機能を有する災害公営住宅の建設を検討します。
- ⑥ 共用部分のバリアフリー化を図るなど、高齢者等が外出しやすい環境とするとともに、交流を促す設えに配慮します。
- ⑦ 駐車場及び駐輪場については、原則として、建設戸数以上の数を確保します。



バリアフリー仕様の便所・浴室（備後第一アパート）

(3) 入居者の募集・選定に関すること

- ① 高齢者、障がい者や子育て世帯など、特に住宅確保に配慮しなければならない方々については、当選の確率を高めるなどの配慮をします。
- ② 地域ごとのコミュニティ維持に配慮するため、数名のグループでの入居募集・選定も検討します。
- ③ 県営住宅の入居者の募集・選定については、市町村と協議をした上で、入居戸数の一定割合を市町村内などの限定的なエリアの被災者とするなどの配慮をします。
- ④ 市町村営住宅では、漁村等に建設される小規模な団地において、必要に応じて、公募を行わないで入居者を指定する方法を検討します。

(4) 維持管理に関すること

- ① 災害公営住宅の家賃については、復興交付金等を活用することにより、特に低所得の被災者の方々が通常の公営住宅よりも低廉な家賃で入居することができるよう配慮します。
- ② 災害公営住宅に入居する際の敷金については、負担の軽減について検討します。
- ③ これまでと同様の組織体制では、公営住宅の適切な維持管理が困難になる可能性があるため、指定管理者制度の導入等、体制の増強に向けた検討をします。
- ④ 集会所等については、入居者の交流に資する各種集会のほか、福祉部局等と連携してコミュニティ促進に資する活動を行えるよう配慮します。
- ⑤ 市町村が管理する災害公営住宅については、将来的に居住者の希望があった場合に適正な価格で払い下げること検討します。

4. 災害公営住宅の整備の早急化に関する取組み

(1) 標準設計等の活用

住宅の基本性能を確保しながら仕様等の標準化を進め、建設コストの削減や工期の短縮を図ります。

(2) 用地の確保の推進

県及び市町村が十分連携し、用地の確保に向けて最大限の努力をします。そのため、(社)岩手県宅地建物取引業協会や(社)全日本不動産協会岩手県本部と協力して民間事業者からの情報提供を促すとともに、市町村と協力して県民からの情報提供をお願いするための広報を行います。

(3) 設計・施工一括発注方式の導入

設計と工事を別々に発注する従来の方式では、入札等の手続きに時間を要することから、従来の方式に加え、設計と工事を一括で発注する方式も導入します。

その際には、設計と工事の期間がより短いものを高い評価点とすることを検討するとともに、将来の建替コストのピークカットや整備期間の短縮を図るため、立地状況に応じた公営住宅の構法として鉄骨造等を指定することも検討します。(別紙2参照)

(4) 敷地提案型買取方式の検討

通常の方法では、県や市町村が用地を確保した上で、建物の建設をする事業者を募ることとなりますが、用地の確保をさらに進めるため、事業者が敷地の提案と設計・施工を行う敷地提案型方式の導入について検討します。(別紙2参照)

(5) さらなる災害公営住宅の整備の早急化に関する手法の検討

将来的に、災害公営住宅の建設が著しく進まない場合には、早急化に向けた新たな手法も検討します。



(別紙 1)

県営の災害公営住宅の住戸タイプ別供給イメージ

1. 住戸タイプと供給のイメージ

県営災害公営住宅については、被災者等入居者の家族構成や立地条件等によって生ずる多様なニーズに対応するため、以下の表のような住戸タイプを想定し、それぞれを概ね一定の構成比で供給することとします。

住戸タイプ	標準住戸規模 (専用面積)	間取り※1	入居対象世帯	構成比	家賃※2
S	約 40 m ²	1DK	単身 (高齢者等)	10~15%程度	約 15,200 円
M	約 55 m ²	2DK	一般 (2人以上)	50%程度	約 19,000 円
L	約 65 m ²	3DK	一般 (3人以上)	30~35%程度	約 24,800 円
M-K L-K	約 55 m ² 約 65 m ²	1DK 2DK	車椅子常用者世帯	5~10%程度	約 24,800 円

※1：4DK（一般（大家族世帯））の整備は、入居者の世帯構成を考慮し別途対応する。

※2：家賃については、月収 10 万円程度の世帯を想定したものであり、入居者の収入等により異なる。

2. 住戸タイプ別の標準的な間取り

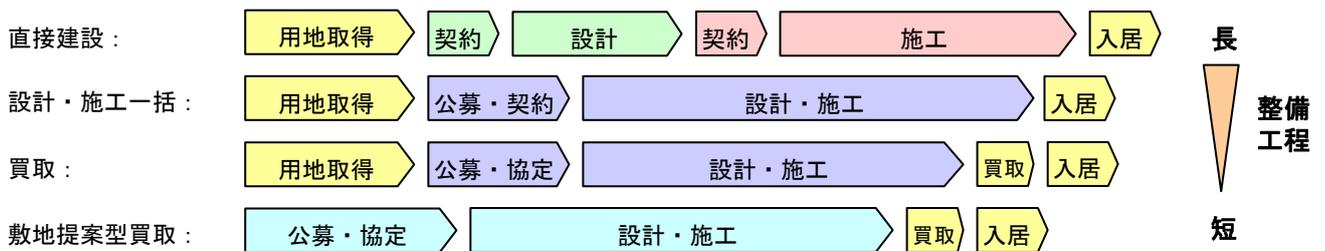
各住戸タイプは、以下の平面図を標準的な間取りとして、個別の設計を進めます。



(別紙2)

災害公営住宅の整備手法の概要

方式	概要	規模・対象等	概ねの団地数 (80程度を想定)
直接建設方式	従来型の建設方式であり、県が設計と施工をそれぞれ発注し、県が工事監理を行う。	・大規模団地 ・用地が早期に取得できたもの	10~20団地程度
設計・施工一括発注方式	設計と施工を一括して発注し、県が工事監理を行う。直接建設方式に比較して手続や設計・工事期間が短縮できる。	・比較的規模の大きな団地 ・用地が早期に取得できたもの	40~50団地程度
買取方式	事業者が設計・施工を行って建設した公営住宅を買い取る方式。用地は県が準備する。	・比較的規模の小さい団地	10団地程度
敷地提案型買取方式	用地の確保をさらに進めるため、事業者が敷地の提案と設計・施工を行う方式。用地も含め県が買い取る。	・比較的規模の小さい団地 ・用地確保が特に困難な地域	20団地程度



(別紙3)

岩手県災害公営住宅設計基準

住宅性能の項目		国が定める 参酌基準	岩手県の 災害公営住宅の基準	基準の概要
火災の安全	感知警報装置設置等級 (自住戸火災時)	—	<u>等級4</u> (木造・鉄骨造：等級1)	住戸において発生した火災の早期覚知のしやすさ 等級4： 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発する装置が設置されている 等級1： 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての寝室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
	感知警報装置設置等級 (他住戸等火災時)	—	<u>等級3</u> (木造・鉄骨造：等級1)	住戸の同一階または直下の階にある他住戸等において発生した火災の早期の覚知のしやすさ 等級3： 他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されている 等級1： 特定の設備不要
	耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))	—	<u>等級2</u>	延焼の恐れのある部分の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ 等級2： 火災を遮る時間が20分相当以上
	耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))	—	<u>等級4</u>	延焼の恐れのある部分の外壁等(開口部以外)に係る火災による火炎を遮る時間の長さ 等級4： 火熱を遮る時間が60分相当以上
	耐火等級(界壁及び界床)	—	<u>等級4</u>	住戸間の界壁及び界床に係る火災による火炎を遮る時間の長さ 等級4： 火熱を遮る時間が60分相当以上
劣化の軽減	劣化対策等級(構造躯体等)	等級3 (木造：等級2)	等級3 (木造：等級2)	構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度 等級3： 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代(おおむね75～90年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている 等級2： 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代(おおむね50～60年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている
維持管理への配慮	維持管理対策等級(専用配管)	等級2	<u>等級3</u>	専用の給排水管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度 等級3： 掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
	維持管理対策等級(共用配管)	等級2	等級2	共用の給排水管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度 等級2： 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている
温熱環境	省エネルギー対策等級	等級4	等級4	暖冷房に使用するエネルギーの削減のための断熱化等による対策の程度 等級4： エネルギーの大きな削減のための対策(エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定による建築主の判断の基準に相当する程度)が講じられている

空気環境	ホルムアルデヒド対策等級 (内装及び天井裏等)	等級3	等級3	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等からのホルムアルデヒドの発散量を少なくする対策 等級3：ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない（日本工業規格又は日本農林規格の F☆☆☆☆等級相当以上）
音環境	重量床衝撃音対策	等級2 (又は相当スラブ厚 15cm 以上等)	<u>相当スラブ厚 20cm 以上。</u> (木造・鉄骨造：等級2等)	居室に係る上下階との界床の重量衝撃音（重量のあるものの落下や足音の衝撃音）を遮断する対策 等級2：やや低い重量床衝撃音の遮断性能（特定の条件下でおおむね日本工業規格の Li,r,H-65 等級相当以上）を確保するため必要な対策が講じられている
	軽量床衝撃音対策	—	<u>等級3</u>	居室に係る上下階との界床の軽量衝撃音（軽量のものの落下の衝撃音）を遮断する対策 等級3：基本的な軽量床衝撃音の遮断性能（特定の条件下でおおむね日本工業規格の Li,r,L-55 等級相当以上）を確保するため必要な対策が講じられている
	透過損失等級（界壁）	—	<u>等級3</u> (木造・鉄骨造：等級1)	居室の界壁に係る構造に関する空気伝播音の遮断の程度 等級3：優れた空気伝播音の遮断性能（特定の条件下で日本工業規格の Rr-50 等級相当以上）が確保されている程度 等級1：建築基準法に定める空気伝播音の遮断の程度が確保されている程度
	透過損失等級（外壁開口部）	等級2	等級2	居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝播音の遮断の程度 等級2：優れた空気伝播音の遮断性能（日本工業規格の Rm (1/3) -20 相当以上）が確保されている程度
高齢者への配慮	高齢者等配慮対策等級 (専用部分)	等級3	等級3	住戸内における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度 等級3：高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている
	高齢者等配慮対策等級 (共用部分)	等級3	<u>等級4</u>	共同住宅等の主に建物出入口から住戸の玄関までの間における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度 等級4：高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに配慮した措置が講じられている

住宅建築等に対する市町村補助金実施状況【平成24年度】（沿岸12市町村） ※県土整備部建築住宅課HPより抜粋

注・被災者生活再建支援制度(加算支援金)、被災者住宅再建支援事業、生活再建住宅支援事業、木造住宅耐震診断・改修支援事業、介護保険・障がい者等に係る住宅改修費補助制度は除く

(H24.10.10現在)

市町村	H24実施状況											
	事業名	事業概要	対象者	補助率 又は額	補助上限額	H24予算 (千円)	申請受付件数	補助額 〔累計額〕 (千円)	対象工事費 〔累計額〕 (千円)	財源 (復興基金、単費 等)	実施年度 (例・H24～H28、H22～ 未定等)	参考資料 (紙チラシ等しかない場合は別途 送付と記入しPDF等を送付くださ い)
洋野町	洋野町快適住環境応援事業	町民が自己の所有する築5年以上の住宅を、①水洗化工事や②リフォーム工事を町の商工会員である業者が行った場合に、対象工事費の2割を商品券として交付	住宅の所有者で、町に住民登録している者	1/5	①20万円 ②10万円	22,000	39	5,383	45,536	社会資本整備総合交付金 5割 単費 5割	H23～H24	http://www.town.hirono.iwate.jp/outside/reiki_int/reiki_honbun/r238RG00000755.html
	水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給	公共下水道等接続に対する利子補給	町税等を滞納していない者等	利子全額		687				単費		
	洋野町浄化槽設置事業	下水道認可区域以外の区域に10人以下の浄化槽を設置する場合に補助金を交付	町内居住者	2/5	58.8万円	13,230	18	7,760	20,251	循環型社会形成推進交付金、県補助金、単費	H22～H26	http://www.town.hirono.iwate.jp/outside/reiki_int/reiki_honbun/r238RG00000326.html#e000000253
	洋野町再生可能エネルギー活用設備設置奨励事業	再生可能エネルギー等利用設備(太陽光発電設備)を住宅に設置する方を対象に、設置費用の一部を商品券で助成	町内に住所を有し、又は有する見込みの者 国の太陽光発電システム補助金交付決定を受けている者	5万円/kW	15万円	3,000	0	0	0	市町村振興助成金	H24～H28	http://www.town.hirono.iwate.jp/info/etc/66-886.html
久慈市	久慈市住宅リフォーム奨励事業	一般住宅のリフォーム工事を行う場合で、工事費が50万円以上の一定の工事を行った場合に、商品券を交付※他の補助事業との併用はできない(ただし、生活再建住宅事業は可)	市内居住者	工事費の5%	10万円	7,500	34	1,286	-	補助+単費	H18～	http://www.city.kuji.iwate.jp/files/29061/youkou.pdf
	久慈市住宅用太陽光発電システム導入促進事業補助金	住宅用太陽光発電システムを設置し自ら電力会社と系統連系及び余剰電力の売電に関する契約を締結する人に、設置費用の一部を補助※市内業者との請負契約が必要	自ら電力会社と系統連系及び余剰電力の売電に関する契約を締結する者	5万円/kW	20万円	15,000	28	5,331	-	単費	H24～	http://www.city.kuji.iwate.jp/cb/hpc/Article-67-29441.html
	水洗便所改造資金融資あっせんおよび利子補給	公共下水道および漁業集落排水接続費用に融資及び利子補給	排水設備工事を行い、汲み取り便所を水洗便所に改造、浄化槽を廃止して排水管を公共下水道に接続する者	融資限度 90万円 2.90%		2,386				単費		
	浄化槽設置整備補助金	所定の区域に住宅又は店舗兼住宅に浄化槽を設置する方に補助金	公共下水道や漁業集落排水の整備が予定のない地域に居住する者	①5人槽 ②7人槽 ③10人槽	①41万円 ②51.4万円 ③68.6万円	28,250	30	6,126	-	補助+単費	H22～	http://www.city.kuji.iwate.jp/files/8721/joukasou.pdf
	久慈市街なか居住促進事業	中心市街地以外から中心市街地に住宅等を新築する場合に、補助金を交付	中心市街地に住宅又は賃貸住宅を新築する者	建設費の10%	建設費 100万円 ※賃貸住宅の場合50万円	1,000	1	-	-	単費	H20～	http://www.city.kuji.iwate.jp/cb/hpc/Article-69-9141.html
野田村	野田村住宅リフォーム事業奨励金	一般住宅のリフォーム工事を行なう場合で、工事費が30万円以上の一定の工事を行なった場合に商品券を交付	村内居住者	1/10	10万円	2,000	2	200	3,621	社会資本整備総合交付金	H24-26	
	野田村住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業	再生可能エネルギー等利用設備を住宅に設置する方を対象に、設置費用の一部を商品券で助成	村内居住者	5万円/kW	15万円	2,200	11	1,550		単費	H24	http://www.vill.noda.iwate.jp/
	浄化槽設置整備事業	浄化槽設置に補助	公共下水道・農業集落排水及びコミュニティプラントの集合処理計画区域を除く地域内の住宅所有者	定額						国、県、単費		

注・被災者生活再建支援制度(加算支援金)、被災者住宅再建支援事業、生活再建住宅支援事業、木造住宅耐震診断・改修支援事業、介護保険・障がい者等に係る住宅改修費補助制度は除く

(H24.10.10現在)

市町村	H24実施状況											
	事業名	事業概要	対象者	補助率 又は額	補助上限額	H24予算 (千円)	申請受付件数	補助額 〔累計額〕 (千円)	対象工事費 〔累計額〕 (千円)	財源 (復興基金、単費 等)	実施年度 (例・H24～H28、H22～ 未定等)	参考資料 (紙チラシ等しかない場合は別途 送付と記入しPDF等を送付くださ い)
普代村	普代村住宅リフォーム促進 事業補助金	一般住宅のリフォーム工事を行う場合で、工 事費が30万円以上の工事を行った場合に、1 0万円の補助金を交付(村内業者の行うもの に限る)	村内居住者	定額	10万円	3,000	13	13,000	19,338	単費	H24～未定	
	浄化槽設置整備事業	浄化槽設置に補助	公共下水道・農業集落排水 及びコミュニティプラントの 集合処理計画区域を除く地 域内の住宅所有者	定額		3,439				国、県、単費		
田野畑村	排水設備工事資金融資利 子補給補助金	公共下水道及び漁業集落排水への水洗化 接続に利子補給	公共下水道の供用開始区 域内等	年3%以内		505				単費		
	公共下水道等接続水洗化 事業補助金	公共下水道及び漁業集落排水への水洗化 接続に補助	公共下水道の供用開始区 域内等	定額		11,250				単費		
	田野畑村浄化槽設置事業	下水道認可区域及び漁業集落排水施設整 備区域以外の区域に浄化槽を設置する場合 に補助金を交付	公共下水道・農業集落排水 及びコミュニティプラントの 集合処理計画区域を除く地 域内の住宅所有者	定額	78.8万円					国、県、単費		
岩泉町	岩泉町住宅リフォーム事業 奨励金交付事業	一般住宅のリフォーム工事を行う場合で、工 事費が20万円以上の一定の工事を行った場 合に、商品券の交付又は補助金を交付(町 内業者の行うものに限る)	町内居住者	1/10	30万円	4,000	13	2,463	27,973	国・町	H24・4・1 ～H25・3・31	
	排水設備等工事資金融資 に係る利子補給補助金	排水設備等工事資金の融資に対する利子補 給	排水設備等工事資金の融 資を受けた者	融資に対す る利息額		340				単費		
	浄化槽設置事業	下水道区域外に所在する専用住宅に浄化槽 を設置する方に補助する	公共下水道・農業集落排水 等の区域を除く地域内の住 宅所有者及び転入予定者	469千円 ～784千円	78.4万円	14,105	13	7,525	14,116	国・県・町	H22～H26	
	浄化槽設置事業	下水道区域外に所在する専用住宅に省エネ 浄化槽を設置する方に補助する	町内居住者及び町内に転 入予定であり、被災証明書 を持っている方	616千円 ～1029千円	102.9万円	7,720	4	3,088	4,412	復興基金	H24～H27	
宮古市	(リフォーム関連なし)											
	宮古市地域木材利用住宅 推進事業費補助金制度	市内に新築・増築する専用住宅または併用 住宅で全体の80%以上かつ10㎡以上地域材 を使用するものに補助	市内に専用住宅または併 用住宅を新築・増築する者	定額	30万円	6,000	6	1,800	不明	単費	H21～未定	http://www.city.miyako.iwate.jp/cb/hpc/Article-1394-1375.html
	宮古市住宅用太陽光発電 システム導入促進費補助 金制度	あらたに住宅用太陽光発電システムを設置 する方に設置費用の一部を補助	自ら電力会社と余剰電力売 電契約を結ぶ者(自ら居住 する者)	5万円/KW	20万円	40,000	108	19,370	208,246	単費	H21年11月～未定	http://www.city.miyako.iwate.jp/cb/hpc/Article-1394-4178.html
	宮古市ペレットストーブ設置 事業	ペレット及び二次燃焼等機能を有する薪ス トーブ設置経費の補助	市内の居宅又は事務所に 設置し適切に維持管理でき る者	1/3	10万円	2,000				単費		

注・被災者生活再建支援制度(加算支援金)、被災者住宅再建支援事業、生活再建住宅支援事業、木造住宅耐震診断・改修支援事業、介護保険・障がい者等に係る住宅改修費補助制度は除く

(H24.10.10現在)

市町村	H24実施状況											
	事業名	事業概要	対象者	補助率 又は額	補助上限額	H24予算 (千円)	申請受付件数	補助額 〔累計額〕 (千円)	対象工事費 〔累計額〕 (千円)	財源 (復興基金、単費 等)	実施年度 (例・H24～H28、H22～ 未定等)	参考資料 (紙チラシ等しかない場合は別途 送付と記入しPDF等を送付くださ い)
山田町	山田町快適リフォーム支援事業	一般住宅のリフォーム工事を行う場合で、一定の基準を満たしている場合、工事費の30%以内で20万円以下、または工事費の20%以内で10万円以下までの補助金を交付	町内居住者	3/10 または 1/5	20万円 または 10万円	10,000	16	3,697	20,551	社会資本整備総合交付金 単費	H24～H26	http://www.town.yamada.iwate.jp/d1w_reiki/423902500003000000MH/423902500003000000MH.html
	山田町住宅用太陽光発電設備導入促進事業	国の補助金を受けて住宅用太陽光発電設備を設置した方に対し、設置費用を補助	国の太陽光発電システム補助金交付決定を受けている町民	3万円/KW	10万円	4,200	6	375	10,333	復興基金	H24～H32	http://www.town.yamada.iwate.jp/06_yakuba/zaisei/24solar.html
	排水設備等工事資金融資あっせん及び利子補給補助金	公共下水道接続に利子補給	公共下水道の供用開始区域内等	利子全額		170				単費		
	山田町浄化槽設置整備事業	下水道等の集合処理施設の整備が当面見込まれない地域などを対象に合併処理浄化槽を設置する場合に補助金を交付	公共下水道・農業集落排水及びコミュニティプラントの集合処理計画区域を除く地域内の住宅所有者	定額	73.5万円	10,982	20	10,982		循環型社会形成促進交付金	H23～H27	http://www.town.yamada.iwate.jp/d1w_reiki/405902500025000000MH/405902500025000000MH.html
大槌町	大槌町木造住宅新築・増改築助成事業	町民が地元建築業者による木造の個人住宅を新築又は増改築(300万円以上のものに限る)した場合に工事費の一部を予算の範囲内で助成	町内居住者	5%	50万円	検討中 ※実施未定	0	0	0	単費		
	排水設備等工事資金融資あっせん及び利子補給補助金	公共下水道接続に対し利子補給	公共下水道の供用開始区域内等	利子全額		897				単費		
	大槌町浄化槽設置整備事業補助金	下水道認可区域以外の区域に浄化槽を設置する場合に補助金を交付	公共下水道・農業集落排水及びコミュニティプラントの集合処理計画区域を除く地域内の住宅所有者	定額	58.8万円	3,230	3	1,292	1,292	国、県、単費	H18～	http://www.town.otsuchi.iwate.jp/docs/2012030800015/files/jyokaso_shosai.pdf
	大槌町浄化槽設置整備事業補助金	下水道認可区域以外の区域に浄化槽を設置する場合に補助金を交付	公共下水道・農業集落排水及びコミュニティプラントの集合処理計画区域を除く地域内の住宅所有者	定額	58.8万円	33,075	7	3,447	3,447	復興交付金 単費	H24～H27	http://www.town.otsuchi.iwate.jp/docs/2012030800015/files/jyokaso_shosai.pdf

注・被災者生活再建支援制度(加算支援金)、被災者住宅再建支援事業、生活再建住宅支援事業、木造住宅耐震診断・改修支援事業、介護保険・障がい者等に係る住宅改修費補助制度は除く

(H24.10.10現在)

市町村	H24実施状況											
	事業名	事業概要	対象者	補助率 又は額	補助上限額	H24予算 (千円)	申請受付件数	補助額 〔累計額〕 (千円)	対象工事費 〔累計額〕 (千円)	財源 (復興基金、単費 等)	実施年度 (例・H24～H28、H22～ 未定等)	参考資料 (紙チラシ等しかない場合は別途 送付と記入しPDF等を送付くださ い)
釜石市	釜石市住宅安全安心リフォーム工事助成事業	県内業者による一般住宅のバリアフリー化等を含む一定のリフォーム工事を行った場合、工事費の3分の2以内の額を助成。ただし、上限20万円	市内住宅の所有者	2/3	20万円	4,000	0	0	0	社会資本整備総合交付金	H18～	http://www.city.kamaishi.iwate.jp/index.cfm/6,4088,31,164,html
	釜石市木造住宅耐震補強工事助成事業	県内業者による、木造住宅及び建築物の耐震補強工事を行った場合、工事費の2分の1以内の額を助成する。木造住宅:上限60万円 建築物:上限20万円	市内住宅の所有者	1/2	60万円 20万円	6,400	0	0	0	社会資本整備総合交付金	H18～	http://cms01sv.city.kamaishi.iwate.jp/index.cfm/6,3844,31,164,html
	釜石市地域木材利用住宅促進事業	釜石市産材を10㎡以上かつ80%以上使用して住宅を新築する者に対し、最大120万円を交付	市内に新築する者	利子相当額	120万円	3,600	0	0	0	社会資本整備総合交付金	H22～H24	http://www.city.kamaishi.iwate.jp/index.cfm/6,14434,31,164,html
	釜石市宅地安全促進事業	危険ながけの防災工事又は復旧工事に対し、金融機関から受けた融資額の1/3の額を助成する。ただし、400万円を限度	がけの所有者等	融資額の1/3	400万	8,000	0	0	0	社会資本整備総合交付金	H23～	http://cms01sv.city.kamaishi.iwate.jp/index.cfm/6,15827,31,164,html
	釜石市住宅用新エネルギー等導入支援事業費補助金	①太陽光発電②木質バイオマス熱利用機器などの新エネルギー設備を設置する場合に要する経費に対し補助金を交付	市内居住者	①3万円/KW ②1/10	①10万円 ②5万円	3,000	33	2,994		社会資本整備総合交付金	H24～	http://www.city.kamaishi.iwate.jp/index.cfm/6,19975,29,1,html
	釜石市浄化槽設置整備事業補助金	下水道認可区域外且つ農業・漁業集落排水事業で7年以上整備が見込まれない区域に浄化槽を設置する場合に、浄化槽本体及び付属機器並びに据付工事に係る費用の概ね7割に相当する額を補助(人槽数毎に上限額あり)	市内居住者	7割	102.9万円	23,130	3	2,313	3,629	国庫 県費 単費	H8～	http://www.city.kamaishi.iwate.jp/index.cfm/6,9771,28,154,html
	釜石市浄化槽設置者補助事業補助金	下水道認可区域内で概ね5年以上上下水道の整備が見込まれない地区に浄化槽を設置する場合に補助金を交付	市内居住者	定額	10万円	1,000				単費	H24～H27	
釜石市低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業補助金	東日本大震災による津波等により住宅が罹災した方が、新たに低炭素社会対応型浄化槽を設置した場合に浄化槽本体及び付属機器並びに据付工事に係る費用の概ね7割に相当する額を補助(人槽数毎に上限額あり)	住宅が全壊又は半壊した被災者	7割	102.9万円	19,275	19	13,357	22,842	復興基金 単費	H24～H27		
大船渡市	(リフォーム関連なし)											
	大船渡市住宅移転等敷地造成費補助	被災した方が、市内の安全な場所に一戸建ての住宅等を新築又は購入する場合の敷地造成費の一部に補助金を交付	住宅が全壊又は半壊した被災者	1/2	30万	90,000	45	13,500		復興基金	～H25	http://www.city.ofunato.iwate.jp/www/contents/1333965522784/html/common/other/506e42cf125.pdf
	大船渡市住宅移転等水道工事費補助金	被災した方が、市内の安全な場所に一戸建ての住宅等を新築又は購入する場合の水道工事費の一部に補助金を交付	住宅が全壊又は半壊した被災者	1/2	200万円					復興基金	～H25	http://www.city.ofunato.iwate.jp/www/contents/1336973162422/index.html
	大船渡市浄化槽設置補助金	合併処理浄化槽を設置する方に、設置費用の一部を補助	供用開始区域外で、市町村がし尿及び雑排水対策を促進する必要がある地域等の住宅所有者	①5人槽 ②7人槽 ③10人槽	①35.2万円 ②44.1万円 ③58.8万円	94,520				国費、県費、市費		http://www.city.ofunato.iwate.jp/www/contents/1333965522784/html/common/other/506e42cf119.pdf
	水洗化改造資金融資斡旋及び利子補給	下水道・漁業集落排水処理施設接続工事に助成	市内在住者の排水設備工事を行う者(市税等の滞納が無い者)	利子相当額	対象工事費80万円	1,117				単費		

注・被災者生活再建支援制度(加算支援金)、被災者住宅再建支援事業、生活再建住宅支援事業、木造住宅耐震診断・改修支援事業、介護保険・障がい者等に係る住宅改修費補助制度は除く

(H24.10.10現在)

市町村	H24実施状況											
	事業名	事業概要	対象者	補助率 又は額	補助上限額	H24予算 (千円)	申請受付件数	補助額 〔累計額〕 (千円)	対象工事費 〔累計額〕 (千円)	財源 (復興基金、単費 等)	実施年度 (例・H24～H28、H22～ 未定等)	参考資料 (紙チラシ等しかない場合は別途 送付と記入しPDF等を送付くださ い)
陸前高田市	(リフォーム関連なし)											
	地域材利用促進事業	気仙地域の木材を5㎡以上使用し、延べ50㎡以上の木造住宅を新築又は増改築する場合に補助	市内居住者	2万円/㎡	50万円	5,000	0	0	0	復興基金	H24～未定	http://www.city.rikuzentakata.iwate.jp/kategorie/nou-rin-suisan/ringyou/tiikizairiyousokushin-jigyou/tiikizairiyousokushin-jigyou.html
	住宅移転等水道工事費補助金	被災者が、市内の安全な場所に一戸建ての住宅を自力で新築又は購入する場合の水道工事費の一部に補助金を交付(防災集団移転促進事業、区画整理事業対象者を除く)	住宅が全壊又は半壊した被災者		200万円	30,000	14	9,165	10,243	復興基金	H24～H30	
	住宅再建敷地造成費補助	震災により住宅を滅失した者が市内に再建する際に宅地造成費(整地、擁壁、排水施設等)を補助	住宅が全壊又は半壊した被災者		50万円							
	水洗化改造資金融資あっせん及び利子補給制度	金融機関から融資を受けて水洗化工事を行なう際の利子補給制度	公共下水道区域に居住する世帯	利子 年4.0%以内		635				単費		
	陸前高田市浄化槽設置整備事業補助金	下水道事業区域外に所在する個人住宅に合併処理浄化槽を設置する者に補助(り災者には3～12万円上乘せ)	下水道処理区域等以外の区域の居住者及びり災者	1/2	83.8万円	50,200	76	49,786		復興基金	H24～H27	http://www.city.rikuzentakata.iwate.jp/kategorie/kurashi/suidou/ge-suidou/ge-suidou-pdf-word/joukasou-hojoikin.pdf
	陸前高田市木質バイオマスエネルギー利用設備普及促進事業補助金	木質バイオマスエネルギー使用設備(ペレットストーブ又は薪ストーブ)を設置する場合に要する経費に対して補助する。	市内に住所を有する個人又は団体若しくは法人	ペレットストーブ経費の1/2薪ストーブ経費から2万円控除した額の1/2	5万円	100	0	0		単費	H24	
	陸前高田市住宅用太陽光発電システム導入促進事業補助金	住宅の屋根等に太陽光発電システムを設置する場合に要する経費に対して補助する。	自らが居住し又は居住しようとする市内の戸建て住宅に太陽光発電システムを設置する者及び自らが居住する目的で、太陽光発電システムが設置された市内の建売住宅を購入する者	1kw当たり 3万円	10万円	4,900	17	888		単費	H24	